

海老名市地域公共交通実証運行業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

海老名市地域公共交通計画では、持続可能な市の地域公共交通の実現に向けた基本理念に基づき、市の事業として、公共交通不便地域（鉄道駅から半径1 km以上、バス停から半径300m以上離れた地域）の解消を目的としたコミュニティバスの運行や、高齢者の移動支援（ぬくもり号、さくら号）等を位置付けています。

しかしながら、昨今の社会情勢を背景に、コミュニティバスやぬくもり号、さくら号を取り巻く環境は大きく変化しており、その対応が求められています。

ぬくもり号、さくら号においては、無償運行による事業継続性等の課題が顕在化していることから、必要に応じた高齢者の移動支援事業の見直しを図る必要があります。

本業務は、その対応に即した需要測定や地域に与える影響等の効果測定を目的として、市内各地域において定時定路線運行による実証運行を実施するものとなります。

このため、本業務を委託する事業者の選定については、当該地域の実情を熟知していることのみならず、関連制度や幅広い分野に関する知識など、本市の持続可能な地域公共交通の実現に向けた課題解決策を導くために必要となる知見や経験を有する事業者から広く提案を募り、最も適格と判断される委託先を選定するため、公募型プロポーザルを行うものです。

2 プロポーザルの概要

(1) 名称

海老名市地域公共交通実証運行業務委託公募型プロポーザル

(2) 主催者

海老名市

(3) 担当部署

まちづくり部都市計画課

3 業務の概要

(1) 業務の内容

別添「海老名市地域公共交通実証運行業務委託仕様書」のとおり

(2) 業務履行場所

海老名市内（主に市域北西部及び海老名駅周辺を中心とする。）

(3) 業務履行期間

契約締結日から令和6年9月30日まで

(4) 委託料上限額（消費税相当額を含む）

- ・ 令和5年度 金 39,000,000円
- ・ 令和6年度 金 39,000,000円
- ・ 合計 金 78,000,000円

4 プロポーザル方式による選定方法等

(1) 選定方法

本プロポーザルでは、海老名市地域公共交通実証運行業務委託事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、二段階方式で審査を行い、最優秀提案者の選定を行うものとします。

一次審査は書類選考により行い、二次審査は一次審査を通過した者に対して、一次審査提出書類に関する必要な確認及び別途提示する課題についてのプレゼンテーションとヒアリングを行います。詳細については後述します。

(2) 審査結果の通知等

審査結果は、一次審査及び二次審査それぞれの審査ごとに参加者へ通知します。また、二次審査結果は市ホームページで公表します。

なお、審査内容に関する問い合わせは受け付けません。

(3) 情報公開

本プロポーザルについて、海老名市情報公開条例（平成14年条例第32号）に基づく情報公開請求があった場合は、同条例第7条各号に掲げる非公開情報を除き、公開します。公開の可否は市が判断します。

5 受託者特定までのスケジュール

番号	項目	期間等
1	プロポーザル公告、参加意向申出受付開始、 質疑受付開始	令和5年4月5日（水）
2	質疑締め切り	令和5年4月12日（水）
3	参加意向申出締め切り	令和5年4月14日（金）
4	資格確認結果通知、一次審査書類提出要請	令和5年4月21日（金）
5	一次審査書類提出締め切り	令和5年5月9日（火）
6	一次審査（書類審査） ※ 委員会による書類審査のため出席不要	令和5年5月16日（火）
7	一次審査結果通知	令和5年5月16日（火）
8	二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング） ※ 一次審査により選考された者のみ	令和5年5月24日（水）

9	二次審査結果通知	令和5年5月24日(水)
10	契約締結予定	令和5年5月25日(木)

※ 日付は予定のため変更の場合あり

6 参加資格

このプロポーザルに参加し、最優秀提案者となることができるものは、本プロポーザル公表日現在において、次に掲げる要件を全て備えているものとします。

- (1) 道路運送法に規定される一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業の許可を得ている者で、現に市内を運行する事業者であること。なお、一般乗用旅客自動車運送事業の許可を得ている者は、本事業が本格運行に移行する場合においては、一般乗合旅客自動車運送事業の許可を得ること。
- (2) 公告日現在の年度の海老名市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。また、営業種目として、「運搬・保管の請負」に登録されていること。ただし、海老名市競争入札参加資格者名簿へ登載がない者においては、次の書類の提出をもって登載しているものとみなす。
 - 1) 暴力団排除事項に関する誓約書
 - 2) 暴力団員等調査同意書及び役員名簿
 - 3) 納税証明書(提出日前3か月以内。※本プロポーザル参加者の所在地が市内である場合)又は納税状況調査同意書
 - 4) 契約に関する代理人の委任状 ※本プロポーザルに参加する者が支店である場合
- (3) 海老名市競争入札参加資格等措置要綱(平成21年4月1日制定)の規定による停止措置を現に受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受け、または民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限り)を受けた場合は、この限りではない。
- (6) 事業者及びその代表者又は役員等が海老名市暴力団排除条例(平成22年条例第43号)第2条第2号から第5号までのいずれにも該当しないこと。
- (7) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

7 配布資料

(1) 入手方法

海老名市ホームページからダウンロード

(2) 配布書類一覧

- ① 海老名市地域公共交通実証運行业務委託に係る公募型プロポーザル実施要領
- ② 海老名市地域公共交通実証運行业務委託仕様書
- ③ 海老名市地域公共交通実証運行业務委託に係る公募型プロポーザル評価基準

- ④ 様式1 質疑書
- ⑤ 様式2 会社概要説明書
- ⑥ 様式3 業務主任者等確認書
- ⑦ 様式4 見積書
- ⑧ 様式5 非公開としたい情報届出書
- ⑨ 様式6 海老名市プロポーザル方式参加辞退申出書
- ⑩ 様式7 企画提案書
- ⑪ 様式8 業務工程表
- ⑫ 暴力団排除事項に関する誓約書
- ⑬ 暴力団員等調査同意書及び役員名簿
- ⑭ 契約に関する代理人の委任状

※海老名市プロポーザル方式契約実施取扱い要綱のほか、海老名市契約関連規定については契約検査課の入札・契約ホームページを必ず確認してください。

- (3) 本要領のほか、本件プロポーザルの関係書類に変更等が生じた場合は、質疑の回答欄に掲載するものとします。

8 質疑方法・期限

プロポーザルに関する質疑は、次のとおり受け付けます。

提出方法	質疑書（様式1）により電子メールにて提出してください。 なお、電子メール以外の手段による質問は受け付けません。
回数	提案者毎に1回まで。ただし、回答内容に対し再質疑を要する場合はご相談ください。
提出先アドレス	toshikeikaku@city.ebina.kanagawa.jp
提出期限	令和5年4月12日（水）正午受信分まで

全ての質疑と回答について、随時、市ホームページへ掲載します。

質疑は受け付け後2営業日以内、回答は質疑掲載後3営業日以内を目安に掲載します。

※ 回答については、提案書類提出期限の前日まで更新する場合があります。

9 参加意向申出

本プロポーザルの参加を希望する場合は、次のとおり申し出てください。

提出書類	<p>① 海老名市プロポーザル方式参加意向申出書（要綱様式第1号）</p> <p>② 会社概要説明書（様式2）</p> <p>③ 業務主任者等確認書（様式3）</p> <p>④ 暴力団排除事項に関する誓約書、暴力団員等調査同意書及び役員名簿、契約に関する代理人の委任状、破産法等に関する誓約書、納税状況調査同意書 ※該当者のみ</p> <p>(ア) ①～④の書類をまとめたものを1部提出すること。</p>
提出期限	令和5年4月14日（金）17時15分までに必着（郵送の場合も含む）
提出先	〒243-0492 海老名市勝瀬175番地の1 海老名市まちづくり部都市計画課交通政策係
提出方法	<p>郵送又は持参してください。</p> <p>※郵送の場合：特定記録郵便等追跡可能な郵便で郵送すること。</p> <p>※持参の場合：提出期限日までの市役所開庁日（土曜開庁日を除く。）において、8時30分から17時15分までの間のみ受付</p>

参加意向申出を受けて、市で参加資格の確認を行います。確認結果については、文書で通知します。参加資格を有していることが確認できた者に対して、提案書等の提出を要請します。

10 企画提案書に関する補足

様式7については、以下の項目に留意して記載してください。

(1) 地域の現状及び課題

地域における住宅等の分布や道路状況、地形等といった現状を踏まえ、持続可能な地域公共交通に向けた当該地域の課題について、交通事業者の視点からお示してください。

(2) 地域の実情に応じた適切な運行内容

(1)で提案された課題等を踏まえ、想定される利用者（沿線地域住民、高齢者、子供を連れた方々、障がい者等）のニーズ、地域の実情に応じた適切な経路、時刻、停留所の位置、運行に用いる車両について、実現性と既存の公共交通機関との競合等を踏まえ、①運行内容のコンセプト、②運行内容を提案してください。

なお、提案にあっては、ぬくもり号の下今泉ルートの経路（海老名駅周辺の公共施設を経由しているなど）や利用実績（令和3年度実績：18人/日）も参考にしてください。

また、車いすを利用している方の移動支援については、別途、保健福祉部で検討を進めております。

(3) 実証運行の運行に係る乗務員の確保及び安全管理体制

本業務を行うにあたっての①乗務員の確保及び②安全管理体制（運行管理、旅客及び乗務員に対する安全対策等）について、ご提案ください。なお、②安全管理体制については、法令等に定められる規定を除き、提案者独自の取組をご提案ください。

11 審査

(1) 審査の対象者

市が提案書等の提出要請を行ったものを審査の対象とします。

(2) 最優秀提案者の特定方法

各評価項目における提案評価基準に基づき、選定委員会が二段階方式で審査を行います。

(3) 一次審査

提出書類について、各評価項目における提案評価基準に基づき書類審査を実施します。選定委員ごとに評価項目の点数を合計して、合計点が高い順に順位を付し、順位に応じた順位ポイントを付与します。全ての選定委員の順位ポイントを合計し、合計ポイントが高い3者以内の者を二次審査対象として選出します。合計ポイントが同じとなった場合は、選定委員全員の順位ポイントに置き換える前の合計得点が高い順とし、その合計得点も同点であった場合は、見積金額が低い者が上位となります。

なお、選定委員全員の合計得点が満点に対し60%に満たない場合は、選外とします。

提案書の提出及び審査方法等については、次のとおり。

提出書類	書類を10部（正本1部、副本9部）提出すること（①、③は正本のみ提出）。 ① 海老名市プロポーザル方式提案書等提出意思確認書（要綱様式第4号） ② 見積書（様式4） ③ 非公開としたい情報届出書（様式5） ④ 企画提案書（様式7）（参考資料等は任意様式可） ※副本については、提案者名（会社名）を表示しないこと。 ⑤ 業務工程表（様式8）
提出期限	令和5年5月9日（火）12時00分まで必着（郵送の場合も含む）。 （イ） 提出先及び提出方法は、参加意向申出と同様
一次審査実施日	令和5年5月16日（火） （ウ） 出席不要
評価基準	「海老名市地域公共交通拡充事業実証運行業務委託に係る公募型プロポーザル提案評価基準」により審査を実施します。
順位ポイント	1位…5点、2位…4点、3位…3点、4位…2点、5位…1点、 6位以降…0点
一次審査結果の通知	令和5年5月16日（火）以降 一次審査結果については、対象者全員へ個別に文書で通知します。また、二次審査対象者に対しては、二次審査に関する詳細を通知します。

(4) 二次審査

二次審査は、一次審査を通過した者に対して、提出書類、プレゼンテーション及びヒアリン

グについて、各評価項目における提案評価基準に基づき審査を実施します。なお、プレゼンテーションは、本業務を受託した場合の実務担当者が行うものとします。

一次審査と同様に、選定委員ごとに二次審査評価分の得点を合計して、合計点が高い順に順位を付し、順位に応じた順位ポイントを付与します。二次審査における順位ポイントと一次審査の順位ポイントを合計し、合計ポイントが最も高い者を最優秀提案者とします。合計ポイントが同じとなった場合は、選定委員全員の順位ポイントに置き換える前の合計得点（一次審査及び二次審査合算分）が高い順とし、その合計得点も同点であった場合は、一次審査において提出された見積金額が低い者が上位となります。

なお、選定委員全員の合計得点が満点に対し60%に満たない場合は、選外とします。

審査方法については、次のとおり。

実施予定日	令和5年5月24日（水）
審査内容	①本業務委託に関するプレゼンテーション ②提案者に対するヒアリング
出席人数	3人以内とします
審査時間	プレゼンテーション：20分以内 （エ） 準備等の時間も含めます ヒアリング：15分程度 （オ） ヒアリングはプレゼンテーション終了後に実施します
評価基準	「海老名市地域公共交通拡充事業実証運行业務委託に係る公募型プロポーザル提案評価基準」により審査を実施します
順位ポイント	1位…5点、2位…4点、3位…3点、4位…2点
二次審査結果の通知	二次審査結果は対象者全員へ個別に文書で通知するとともに、市ホームページへ掲載します
機器等について	プレゼンテーションに必要な機器は持参してください。 なお、次の機器は市で用意した物を使用しても構いません。 ①プロジェクター（HDMI端子） ②VGAケーブル（10m） ③HDMIケーブル（5m） ④ドラムリール（20m） ⑤スクリーン（120cm×160cm） ⑥レーザーポインター

12 提出書類作成上の留意点

- (1) 提出書類等は、言語は日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本円を使用して作成してください。
- (2) 企画提案書及び二次審査における説明にあたっては、提案者が作成する図又はイラストを用いることができます。また、彩色も可とします。なお、複数の応募又は複数の企画提案書を提

出すことはできません。

- (3) 提出書類等は、原則としてA4縦型の用紙(印刷の向き:縦、文字方向:横書き、文字サイズ:10.5ポイント以上)を用いてください。ただし、企画提案書を任意の様式で作成する場合には、様式7を基準に、表紙及び別添資料等(カタログ等)を除きA4判で10枚(A4判2ページをA3判1ページとする可)以内で構成してください。
- (4) 両面複写は可としますが単一の書類に限ることとし、異なる様式等の両面複写は行わないでください。
- (5) 正本と副本の内容は、字体・色等を含め全て同一としてください。また、正本と副本とが識別できるように提出してください。副本については、提案者名(会社名)は記載しないでください。
- (6) 申請書提出後の提出書類の記入内容の変更は、原則として認めません。

13 最優秀提案者の取扱

- (1) 審査により、第一位となった提案者を最優秀提案者とし、委託契約締結に向けた交渉を行います。市が最優秀提案者との協議が不調となったと判断したときは、最優秀提案者との交渉を終了し、第二位の提案者と交渉します。
- (2) 契約は、本プロポーザル結果に基づく随意契約とします。
- (3) 契約及び手続きは、法令の規定のほか、海老名市契約規則及び委託業務契約約款によります。

14 失格等

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とします。

- (1) この要領に定める手続き以外の手法により、選定委員又は担当部署の職員等関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めた場合。
- (2) 「参加意向申出書」の提出後、契約締結までの期間に本要領の参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合。
- (3) 提出書類に虚偽または不正の記載があった場合。
- (4) 他の参加者の応募を妨害した場合。
- (5) 本要領に違反した場合。
- (6) 公正を欠いた行為があったと認められる場合。

15 その他

- (1) 以下の費用については受託者の負担とします。
 - ① 本プロポーザルに関する費用
 - ② 契約締結に必要な費用(収入印紙等)
 - ③ 契約締結から本委託業務開始日までの間において準備等に要する費用
- (2) 提出された書類等は返却しません。また、市は提出された書類を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とします。
- (3) 提出された書類等は審査等において必要な場合は複写します。
- (4) 提出された書類等は、海老名市情報公開条例第7条の規定により公開する場合があります。

非公開としたい情報がある場合は、様式5「非公開としたい情報届出書」により届け出てください。ただし、届出があった場合においても、海老名市情報公開条例第7条に規定する非公開情報に該当しない場合は、公開します。

- (5) 「参加意向申出書」提出後に辞退する場合は、様式6「海老名市プロポーザル方式参加辞退申出書」を提出してください。
- (6) 最優秀提案者が、正当な理由なくして契約締結に応じない場合は、最優秀提案者の決定を取り消す場合があります。
- (7) 契約締結までに、最優秀提案者が業務の履行が確実でないと認められるとき又は著しく社会的信用を損なう等により本業務の受託者としてふさわしくないと認められるときは、最優秀提案者の決定を取り消し、契約を締結しないことがあります。
- (8) 本プロポーザルは、業務委託の実施における最優秀提案者の特定を目的に実施するものであり、契約の締結を確約するものではありません。また、契約を締結する場合においても、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (9) 本プロポーザルの参加者は、本プロポーザルの手続きにおいて知り得た本市に関する情報を、他に漏らしてはなりません。
- (10) この要領に定めのない事項については、海老名市プロポーザル方式実施取扱要綱、海老名市契約規則ほか契約関連規程に準じます。
- (11) この要領に定めるもののほか、必要な事項については選定委員会が定めます。